別 表 第 1

受 け 入 れ 基 準 点 数 表

（1）利用世帯の事情による基準（基準点数表）

点数			19	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	18	15	10	8	6	11	8	4	10	2
母の状況 ＼ 父の状況			母なし	就労（自営業含む）										疾病・負傷・障害					看護・介護等	産前産後	育児休暇	学生・職業訓練	求職中
				週5日以上	週4.5日	週4日	週3.5日	週3日	週2.5日	週2日	週1.5日	週1日	週0.5日	入院	身体1・2級・疾育A・精神1級	身体3級・精神2級・疾育B-1	身体4級・精神3級・疾育B-2・通院	療養					
19	父なし		38	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	37	34	29	27	25	30	27	23	29	21
16	就労（自営業含む）	週5日以上	35	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	34	31	26	24	22	27	24	20	26	18
15	就労（自営業含む）	週4.5日	34	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	33	30	25	23	21	26	23	19	25	17
14	就労（自営業含む）	週4日	33	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	32	29	24	22	20	25	22	18	24	16
13	就労（自営業含む）	週3.5日	32	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	31	28	23	21	19	24	21	17	23	15
12	就労（自営業含む）	週3日	31	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	30	27	22	20	18	23	20	16	22	14
11	就労（自営業含む）	週2.5日	30	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	29	26	21	19	17	22	19	15	21	13
10	就労（自営業含む）	週2日	29	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	28	25	20	18	16	21	18	14	20	12
9	就労（自営業含む）	週1.5日	28	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	27	24	19	17	15	20	17	13	19	11
8	就労（自営業含む）	週1日	27	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	26	23	18	16	14	19	16	12	18	10
7	就労（自営業含む）	週0.5日	26	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	25	22	17	15	13	18	15	11	17	9
18	疾病・負傷・障害	入院	37	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	36	33	28	26	24	29	26	22	28	20
15	疾病・負傷・障害	身体1・2級・疾育A・精神1級・病臥	34	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	33	30	25	23	21	26	23	19	25	17
10	疾病・負傷・障害	身体3級・精神2級・疾育B-1	29	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	28	25	20	18	16	21	18	14	20	12
8	疾病・負傷・障害	身体4級・精神3級・疾育B-2・通院	27	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	26	23	18	16	14	19	16	12	18	10
6	疾病・負傷・障害	療養	25	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	24	21	16	14	12	17	14	10	16	8
11	看護・介護等		30	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	29	26	21	19	17	22	19	15	21	13
8	産前産後休暇		27	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	26	23	18	16	14	19	16	12	18	10
4	育児休暇		23	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	22	19	14	12	10	15	12	8	14	6
10	学生・職業訓練		29	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	28	25	20	18	16	21	18	14	20	12
2	求職中		21	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	20	17	12	10	8	13	10	6	12	4

※ 災害及び児童福祉の観点から必要性が高いと判断される場合は、その状況に応じて審査する。

（2）加点要素

ⅰ）学年による加点

学年	点数
1	5点
2	3点

ⅱ）児童の状態による加点

加 点 要 素	点 数
千葉市小児慢性特定疾患の認定あり	1点
多胎児のきょうだい同時申込の場合	

ⅲ）父母が保育士等・ルーム指導員・ルーム補助指導員であることによる加点

加 点 要 素	点数
市内保育所（認可保育所、認可外保育所で補助金が出ているもの）または預かり保育を実施している幼稚園で、保育士等【※】として月64時間以上勤務	5点
市内の認定こども園で幼稚園教諭及び保育教諭として、月64時間以上勤務	
市内の子どもルーム（届出民間事業者も含む）で、指導員または補助指導員として、月64時間以上勤務	

※保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師をいう。

（3）減点要素

減 点 要 素	
昼間に児童の見守りが可能な保護者相当者（祖父母等）あり	－4点
保護者が15：00前に帰宅	－6点
保護者が15：00～15：29に帰宅	－5点
保護者が15：30～15：59に帰宅	－3点

（4）同点要素

（ア）	保護者が単身赴任等をしている児童の世帯を優先して承認する。
（イ）	同点の世帯における保護者の平均的帰宅時間を比較し、平均的帰宅時間の遅い世帯の児童から優先して承認する。 なお、比較対象となる保護者は、平均的帰宅時間の早い者とする。
（ウ）	同点の世帯における保護者の平均的就労時間を比較し、平均的就労時間の遅い世帯の児童から優先して承認する。 なお、比較対象となる保護者は、平均的就労時間の早い者とする。
（エ）	第3条第1号に規定する一次申込みをした世帯の児童、第3条第1号に規定する二次申込みをした世帯の児童、 第3条第2号に規定する随時申込みをした世帯の児童の順に優先して承認する。

（5）書類不備

不 備 書 類	審査結果
利用要件を証明する書類の場合	利用不承認
加点要素を証明する書類の場合	利用承認